

はなぞの学苑（指定生活介護）

利用契約重要事項説明書

この重要事項説明書は、はなぞの学苑が提供する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1 サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
所 在 地	熊本市西区花園7丁目19番1号
電話番号	096-273-7506
代表者氏名	理事長 田端 高志
設立年月	昭和57年3月30日

2 ご利用施設

事業の種類	生活介護 令和6年3月31日熊本市指定
事業所の名称 (事業所番号)	はなぞの学苑 (4310101607)
事業所の所在地	熊本市北区下硯川2丁目8番15号
連絡先	電話番号 096-325-4222 FAX 096-325-6149
管理者	田上 和泉
サービス管理責任者	田上 裕起
通常の事業の実施地域	熊本市、合志市、益城町、菊陽町の全域
営業日及び営業時間	指定した日を除き、原則、月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで
サービス提供時間	サービス提供時間は9時00分から15時00分まで
定 員	40名
開設年月日	昭和57年5月1日

3 事業の目的・運営方針

目的	利用者個々の人権を尊重し、利用者や家族のニーズに応じた作業活動、創作活動、健康活動、余暇活動、社会体験活動等を組み立て、利用者の自己決定を尊重した適切な支援を行ない、地域での豊かな生活の実現を目指していく。
運営方針	① 利用者、家族および職員の信頼関係を深め、利用者が明るく楽しい苑生活を送れるよう活動内容の充実と環境作りに努めます。 ② 利用者の個々の人権を尊重し、利用者や家族の立場に立った援助を組み立てて、利用者の自己決定を尊重して適切な支援を行い、地域での豊かな生活の実現を目指します。 ③ 開かれた学苑を目指して、地域行事への参加、実習生やボランティアの受け入れを積極的に推進します。 ④ 定期的に職員研修を実施し、資質向上に努めます。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構 造	施設部分 準耐火構造 平屋 倉庫
	敷地面積	2680, 17 m ²
	延べ床面積	施設部分 1334, 69 m ² 倉庫 37, 50 m ²
	農園	2, 420 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	部屋数	備 考
生活介護作業室	3	陶芸窯等
就労継続支援B型 作業室	1	
多目的室	1	共用
相談室	1	共用
地域交流室	1	共用
厨房	1	
農園		トラクター等

当事業所では、熊本市の定める条例を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5 サービスを提供する職員の配置状況

(1) 職員の員数

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				就労兼務
サービス管理責任者	1	1					
医師	1				1		
看護師	1	1					
生活支援員	19	18	1				会計兼務

当事業所では、熊本市の定める条例を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(2) 各職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者	勤務時間帯（8：30～17：15）
サービス管理責任者	勤務時間帯（8：30～17：15）
医師	嘱託医
看護師	勤務時間帯（8：30～17：15）
生活支援員	勤務時間帯（8：30～17：15）

6 サービスの内容

(1) 介護給付費等対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用がなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。（訪問支援は月2回を限度とします。）
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

創作的活動の 機会の提供	創作的活動として、絵画や工作等の楽しい活動を準備します。展示会に出展したりします。
作業活動の機 会の提供	軽作業として、グループ毎に陶芸・手芸・木工・紙工の活動を準備します。できた作品や製品は、学苑祭等で販売したりします。
健康活動の機 会の提供	利用者の方の健康維持のために、ラジオ体操やリズム運動・ウォーキングなどに努めます。
余暇活動の機 会の提供	日常生活の向上のために調理やカラオケ、買い物、社会見学・体験、運動会等の機会を提供します。
地域交流	地域の方との交流として、年に数回「西里子ども地域食堂」を開催します。さらには、学苑の行事へお誘いします。

(2) 介護給付費等対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金 額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間；昼食12：00～13：00	1食680円 ただし、食事提供体制加算対象者については食材料費のみの負担とし、1食当たり380円とする。
創作的活動等に 係る材料費	創作的活動等を行う上で必要となる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実 費
その他	サービス提供記録等の複写代など	実 費

〈 サービスの概要 〉

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

7 利用料金

(1) 介護給付費等対象サービスの料金

介護給付費等対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。

このサービス料金のうちの一部（原則9割）は市町村から介護給付費等が支給されます。介護給付費等は当事業所が市町村から直接受け取りますので、利用者は、サービス料金から介護給付費等の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス料金の1割です。）を当事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の1割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が1月の負担の上限額となりますので、記載されている金額以上ご負担いただく必要はありません。

(2) 介護給付費等対象外サービスの料金

上記「6 サービスの内容(2) 介護給付費等対象外サービス」に記載の料金を当事業所にお支払いいただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。毎月28日が下記の金融機関からの口座振替となります。

ご利用できる金融機関：肥後銀行

8 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上で必要となる他事業所及び医療機関等との連絡調整や、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

9 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

* 年度初めに提出していただいておりますが、変更がある場合のみ改めてご記入ください。

10 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等

当事業所受付窓口	・苦情受付担当者 吉岡 真由美(副苑長) ・苦情解決担当者 田上 和泉(苑長) ・苦情解決責任者 田端 高志(法人理事長) ・ご利用時間 8:30~17:15 ・電話番号 096-325-4222 FAX 096-325-6149
当法人の第三者委員	・藤井泰彰(法人監事) 096-334-5322 ・大熊暢子(法人監事・税理士) 096-362-3080
県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	・住所 熊本市中央区南千反畑町3-7 ・電話番号 096-324-5471 ・FAX 096-324-5456
熊本市障がい保健福祉課	・住所 熊本市中央区手取本町1番1号 ・電話番号 096-328-2519 ・FAX 096-325-2358

11 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 健生会 明生病院
所在地	熊本市北区大窪2丁目6番20号
電話番号	096-324-5211
診療科	精神科 神経科

12 非常災害時の対策

非常時の対応	令和6年4月1日に策定した業務継続計画(BCP)に基づき、対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画により、年2回以上の避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・スプリンクラー 有
消防計画	消防署への届出日： 令和4年 12月 1日 防火管理者： 田上 和泉
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名： あいおい保険会社 加入保険内容： 介護・社会福祉事業者保険

13 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	全館禁煙・禁酒です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

指定生活介護の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名：はなぞの学苑

説明者：(職名) サービス管理責任者 (氏名) 田上 裕起 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定生活介護の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所：

氏 名： 印

代理人

住 所：

氏 名： 印

続 柄：